

2023年9月19日  
日本海ガス株式会社

## 政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による 都市ガス料金の値引きの継続について

日本海ガス株式会社（本社：富山県富山市、代表取締役社長 土屋 誠）は、政府の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」の延長を受け、2023年12月使用（2024年1月検針）分まで都市ガス料金の値引きを継続いたします。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）等にてお知らせいたします。

なお、今回の本事業による値引きの継続に際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。

### ■値引きの継続期間と値引き単価

2023年10月使用（11月検針）分～2023年12月使用（2024年1月検針）分について、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

継続期間	値引き単価（税込）
2023年10月使用（11月検針）分～ 2023年12月使用（2024年1月検針）分	1 m <sup>3</sup> あたり 15円

※都市ガスの年間契約量が1,000万m<sup>3</sup>以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

※標準家庭（1か月のご使用量が21m<sup>3</sup>）の場合、毎月315円（税込）の値引きとなります。

※本事業の変更等により、値引き単価や期間が変更となる場合があります。

※各月に適用される従量料金単価は弊社ホームページ（<https://www.ngas.co.jp/gas/toshi/>）にて、ご確認ください。

### ■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

「経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

「お問合せ窓口」

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305

※受付時間：全日 9：00～17：00（年末年始を除く）

以上